

令和7年6月1日以降、関西広域連合基準に基づく 自動車営業【キッチンカー】の許可を取得すれば、 大阪府と和歌山県全域で営業が可能に！

これまで、キッチンカーで営業するには、それぞれの自治体で飲食店営業の営業許可を取得する必要がありました。

この度、大阪府及び和歌山県内自治体で協定を締結し、府・県内のいずれかの自治体で「関西広域連合域内における自動車による飲食店営業許可基準の共通化に係る指針」（以下、「連合基準」とする）に基づく営業許可を取得したキッチンカーについては、大阪府・和歌山県全域で営業（相互乗入れ）が可能となりました。

（大阪市で発行する許可証は従来どおり「市内一円」等と記載されています。）

1 大阪府と和歌山県全域で営業できる許可対象※1

連合基準に基づく飲食店営業※2の許可を取得したキッチンカー

※1 令和7年6月1日以降の連合基準による営業許可が対象となり、令和7年5月31日以前に取得した営業許可は、適用対象外です。

※2 自動車営業の許可業種として、令和3年5月31日以前には菓子製造業や喫茶店営業等もありましたが、食品衛生法の改正により、令和3年6月1日以降の営業許可では飲食店営業1つに整理されています。

大阪府域で認められる飲食店営業に付带的な魚介類の販売は、和歌山県域ではできません。

2 大阪市内で新たに営業許可を取得される方の申請窓口（①、②のいずれか）

基地施設※3が
大阪市内にある

はい

①基地施設を管轄する生活衛生監視事務所に申請

いいえ

基地施設が大阪市の
大阪府域又は和歌山県域にある

はい

③基地施設を管轄する保健所
（大阪府域又は和歌山県域）に申請

いいえ

②主たる営業地を管轄する
生活衛生監視事務所に申請

※3 基地施設とは、申請様式1の設備の概要に記載する「一次加工所（仕込み場所）」又は「自動車（設備）保管場所」をいいます。

上記の窓口を原則としますが、申請先等についてご不明な点などがある場合は、ご相談ください。

★連合基準の許可を取得する方への留意点

1つの許可により大阪府・和歌山県全域で営業することができることにあたり、これまで各自治体で許可申請時（台帳作成）等に得ることのできた情報（許可証情報、図面、設備の概要、指導内容等）については、衛生確保の観点から、大阪府と和歌山県の自治体内で必要に応じて共有します。

3 既に大阪市でキッチンカーの営業許可をお持ちの方が大阪府・和歌山県内の自治体で相互乗入れをしたい場合

(1) 令和3年6月1日から令和7年5月31日までに許可された営業許可証をお持ちの方

許可の有効期限満了まで 1か月未満 の方	許可申請をされた生活衛生監視事務所で、連合基準を適用した 許可更新 の手続きをしてください。
許可の有効期限満了まで 1か月以上 ある方	許可申請をされた生活衛生監視事務所で、連合基準適用への 変更 の手続きをしてください。

(2) 令和3年5月31日以前（食品衛生法改正前）に許可された営業許可証をお持ちの方

1つ の自治体の営業許可証のみをお持ちの方	許可申請をされた生活衛生監視事務所で、連合基準を適用した 継続新規 の手続きをしてください。
複数 の自治体の営業許可証をお持ちの方	基地施設の所在地を管轄する保健所（大阪市内の場合は生活衛生監視事務所）で、連合基準を適用した 継続新規 の手続きをしてください。 （基地施設が大阪府域又は和歌山県域外にある場合は、大阪府・和歌山県内の主たる営業地の保健所に相談してください）

(2) の場合、許可の有効期限内であれば、許可を受けた生活衛生監視事務所でいつでも手続き可能です。手数料は、更新の手数料と同額です。

なお、令和3年6月1日から自動車営業も食品衛生責任者の選任やHACCPの考え方を取り入れた衛生管理が義務づけられています。

※ 基地施設移転等の事情で、許可申請をされた生活衛生監視事務所以外で許可申請を希望する場合は、申請先の窓口にあらかじめご相談ください。

令和7年6月1日以降に初めて更新・継続新規手続きをする場合、1回に限り令和3年6月1日から令和7年5月31日までの大阪府内基準を適用した許可を取得することができます。ただし、その場合の営業可能な地域は大阪府域だけに限られます。（和歌山県域では営業できません）

4 申請にあたっての注意点

新しい連合基準では、給水・廃水タンク容量で、取扱うことができる食品が従来のものと変わる場合があります。提供する食品、調理の工程数によって必要となる給水・廃水タンク容量が異なりますので、連合基準による取扱いを希望する場合は、実際に提供する食品、調理手順及び手続きについて申請先の生活衛生監視事務所にお問合せください。

5 お問い合わせ先

保健所名称	所在地	所管区域
北部生活衛生監視事務所	北区扇町2-1-27（北区役所2階） TEL：06-6313-9518	北区、都島区、旭区、淀川区、東淀川区
西部生活衛生監視事務所	港区市岡1-15-25（港区役所4階） TEL：06-6576-9240	福島区、此花区、西区、港区、大正区 西淀川区
東部生活衛生監視事務所	中央区久太郎町1-2-27（中央区役所3階） TEL：06-6267-9888	中央区、浪速区、天王寺区、東成区 生野区、城東区、鶴見区
南東部生活衛生監視事務所	阿倍野区旭町1-1-17（サンビル阿倍野3階） TEL：06-6647-0723	阿倍野区、東住吉区、平野区
南西部生活衛生監視事務所	住之江区浜口東3-5-16（住之江区保健福祉センター分館） TEL：06-4301-7240	住之江区、住吉区、西成区